

建設リサイクル法に関する事務処理の手引

1. 建設リサイクル法の目的

特定の建設資材について、その分別解体等及び再資源化等を促進するための措置を講ずるとともに、解体工事業者について登録制度を実施すること等により、再生資源の十分な利用及び廃棄物の減量等を通じて、資源の友好な利用の確保及び廃棄物の適正な処理を図り、もって生活環境の保全及び国民経済の健全な発展に寄与すること。

2. 建設リサイクル法の概要

- ① 建築物等に係る分別解体等及び再資源化等の義務付け
- ② 発注者・受注者の届出・契約等の手続きの整備
- ③ 解体工事業者の登録制度の創設

3. 対象建設工事の定義

対象建設工事とは、特定建設資材[表－1]を用いた建築物等に係る解体工事又はその施工に特定建設資材を使用する新築工事等であって、その規模が[表－2]に示す規模基準以上の工事で平成14年5月30日以降に契約する工事。

特定建設資材を使用しない工事及び特定建設資材廃棄物[表－3]を排出しない工種のみで構成される工事は、[表－2]に示す規模基準以上の工事であっても対象建設工事とならない。

[表－1]

特定建設資材	具 体 例
コンクリート	現場打ちコンクリート（無筋コンクリート、鉄筋コンクリート、P Cコンクリート、鉄骨鉄筋コンクリート等）、無筋コンクリート二次製品
コンクリート及び鉄から成る建設資材	有筋のコンクリート二次製品（鉄筋コンクリート二次製品、P Cコンクリート二次製品、鉄骨鉄筋コンクリート二次製品）
アスファルト・コンクリート	アスファルト混合物
木材	木材製品、仮設等で使用する木矢板、型枠

[表－2]

対象建設工事		規模基準	
建築物	解体工事	延べ床面積	≥ 80㎡
	新築・増築工事	延べ床面積	≥ 500㎡
	修繕又は模様替工事	契約金額(税込)	≥ 1億円
その他の工作物（土木工事等） ※土木工事には解体・新築の区別なし		契約金額(税込)	≥ 500万円

[表－3]

特定建設資材廃棄物（特定建設資材が廃棄物になったもの）
・ コンクリート塊 ・ アスファルト・コンクリート塊 ・ 建設発生木材

建設リサイクル法関係契約等事務手続きフローチャート

工事担当課：対象建設工事である旨の通知（案件入力後すみやかに契約担当課まで）



契約担当課：対象建設工事である旨の明示（一般競争入札公告又は指名通知書等に記載）



契約担当課：落札者に説明書等（「説明書」、「分別解体等の計画等（別表 1 ～ 3^{※1}）」、「特記事項（様式 1 ～ 3^{※2}）」）の提出を依頼（落札者決定後すみやかに）

↓ 落札者決定から 3 日以内（休日含まない）

工事担当課：落札者より説明書等の受領及び確認。
適切なら契約担当課へ「特記事項（様式 1 ～ 3^{※2}）」のみの写しを 3 部提出。
（その他の説明書等は工事担当課で保管）



契約担当課：「特記事項（様式 1 ～ 3^{※2}）」を契約書に添付し、契約締結



工事担当課：工事着手（契約工期ではありません）の 7 日前までに豊田加茂建設事務所維持管理課へ
通知書（案内図、工程表、現況写真、再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書を
添付）を提出
（建築物に係る解体・新築・増築・修繕・模様替で対象工事となるものは、市都市計画課
開発指導担当へ提出）



受 注 者：当該工事の発注者（工事担当課）へ再資源化等が完了した旨を書面（再資源化等報告書）
で報告

※ 1、2 は当該工事に該当する書面

注）土木工事・その他の工作物等の契約金額で指定されるものは、特定建設資材使用量がわずか
であっても契約金額がそれ以上であれば対象建設工事となります。

説 明 書

年 月 日

(発注者)

みよし市長

様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第1項の規定により、対象
建設工事の分別解体等の計画等に係る事項について説明します。

記

1 工 事 名

2 路線等の名称

3 工 事 場 所

4 説 明 内 容 別添資料のとおり

5 添 付 資 料

①別表（別表1～3のいずれかに必要事項を記載したもの）

☐ 別表1（建築物に係る解体工事）

☐ 別表2（建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替））

☐ 別表3（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等））

②特記事項（様式1～3のいずれかに必要事項を記載したもの）

☐ 様式1（建築物に係る解体工事）

☐ 様式2（建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替））

☐ 様式3（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等））

③工程等の概要を示す資料

☐ 工程表

分別解体等の計画等

建築物の構造		☐ 木造 ☐ 鉄骨鉄筋コンクリート造 ☐ 鉄筋コンクリート造 ☐ 鉄骨造 ☐ コンクリートブロック造 ☐ その他（ ）		
建築物に関する調査の結果	建築物の状況	築年数 年、棟数 棟 その他（ ）		
	周辺状況	周辺にある施設 ☐ 住宅 ☐ 商業施設 ☐ 学校 ☐ 病院 ☐ その他（ ） 敷地境界との最短距離 約 m その他（ ）		
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容			建築物に関する調査の結果	工事着手前に実施する措置の内容
	作業場所		作業場所 ☐ 十分 ☐ 不十分 その他（ ）	
	搬出経路		障害物 ☐ 有（ ） ☐ 無 前面道路の幅員 約 m 通路 ☐ 有 ☐ 無 その他（ ）	
	残存物品		☐ 有 （ ） ☐ 無	
	特定建設資材への付着物		☐ 有 ☐ 飛散性石綿(吹き付け石綿 等) ☐ 石綿含有建材(石綿含有ビニル床タイル等) ☐ その他（ ） ☐ 無	
	その他	特定建設資材以外への付着物	☐ 有 ☐ 飛散性石綿(鉄骨等に吹付けられた石綿、石綿を含有する断熱材・保温材・耐火被覆材 等) ☐ 石綿含有建材(スレート・カラーベスト等) ☐ その他（ ） ☐ 無	
		他		
工事ことの作業内容及び解体方法	工 程		作業内容	分別解体等の方法
	①建築設備・内装材等		建築設備・内装材等の取り外し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由（ ）
	②屋根ふき材		屋根ふき材の取り外し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由（ ）
	③外装材・上部構造部分		外装材・上部構造部分の取り壊し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい		基礎・基礎ぐいの取り壊し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤その他（ ）		その他の取り壊し ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
工事の工程の順序		☐ 上の工程における①→②→③→④の順序 ☐ その他（ ） その他の場合の理由（ ）		
□内装材に木材が含まれる場合		①の工程における木材の分別に支障となる建設資材の事前の取り外し ☐ 可 ☐ 不可 不可の場合の理由（ ）		
建築物に用いられた建設資材の量の見込み		トン		
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み及びその発生が見込まれる建築物の部分	種類	量の見込み	発生が見込まれる部分（注）
		□コンクリート塊	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤
		□アスファルト・コンクリート塊	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤
		□建設発生木材	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤
（注） ①建築設備・内装材等 ②屋根ふき材 ③外装材・上部構造部分 ④基礎・基礎ぐい ⑤その他				
備考				

□欄には、該当個所に「レ」を付すこと。

分別解体等の計画等

		使用する特定建設資材の種類		□コンクリート □コンクリート及び鉄から成る建設資材 □アスファルト・コンクリート □木材					
建築物に関する調査の結果		建築物の状況		築年数____年、棟数____棟 その他（ ）					
		周辺状況		周辺にある施設 □住宅 □商業施設 □学校 □病院 □その他（ ） 敷地境界との最短距離 約_____m その他（ ）					
建築物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容				建築物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容			
		作業場所		作業場所 □十分 □不十分 その他（ ）					
		搬出経路		障害物 □有（ ） □無 前面道路の幅員 約_____m 通学路 □有 □無 その他（ ）					
		特定建設資材への付着物(修繕・模様替工事のみ)		□有 □飛散性石綿(吹き付け石綿等) □石綿含有建材(石綿含有ビニル床タイル等) □その他（ ）					
				□無					
		その他		□有 □飛散性石綿(鉄骨等に吹付けられた石綿、石綿を含有する断熱材・保温材・耐火被覆材等) □石綿含有建材(スレート・カラーベスト等) □その他（ ）					
□無									
他									
工程ごとの作業内容		工 程		作業内容					
		①造成等		造成等の工事 □有 □無					
		②基礎・基礎ぐい		基礎・基礎ぐいの工事 □有 □無					
		③上部構造部分・外装		上部構造部分・外装の工事 □有 □無					
		④屋根		屋根の工事 □有 □無					
		⑤建築設備・内装等		建築設備・内装等の工事 □有 □無					
⑥その他（ ）		その他の工事 □有 □無							
廃棄物発生見込量		特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み並びに特定建設資材が使用される建築物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる建築物の部分		種類		量の見込み		使用する部分又は発生が見込まれる部分（注）	
				□コンクリート塊		トン		□① □② □③ □④ □⑤ □⑥	
				□アスファルト・コンクリート塊		トン		□① □② □③ □④ □⑤ □⑥	
				□建設発生木材		トン		□① □② □③ □④ □⑤ □⑥	
				(注) ①造成等 ②基礎 ③上部構造部分・外装 ④屋根 ⑤建築設備・内装等 ⑥その他					
備考									

□欄には、該当個所に「レ」を付すこと。

建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）

分別解体等の計画等

工作物の構造（解体工事のみ）		☐ 鉄筋コンクリート造 ☐ その他（ ）		
工事の種類		☐ 新築工事 ☐ 維持・修繕工事 ☐ 解体工事 ☐ 電気 ☐ 水道 ☐ ガス ☐ 下水道 ☐ 鉄道 ☐ 電話 ☐ その他（ ）		
使用する特定建設資材の種類（新築・維持・修繕工事のみ）		☐ コンクリート ☐ コンクリート及び鉄から成る建設資材 ☐ アスファルト・コンクリート ☐ 木材		
工作物に関する調査の結果	工作物の状況	築年数 年 その他（ ）		
	周辺状況	周辺にある施設 ☐ 住宅 ☐ 商業施設 ☐ 学校 ☐ 病院 ☐ その他（ ） 敷地境界との最短距離 約 m その他（ ）		
工作物に関する調査の結果及び工事着手前に実施する措置の内容	工作物に関する調査の結果		工事着手前に実施する措置の内容	
	作業場所		作業場所 ☐ 十分 ☐ 不十分 その他（ ）	
	搬出経路		障害物 ☐ 有（ ） ☐ 無 前面道路の幅員 約 m 通学路 ☐ 有 ☐ 無 その他（ ）	
	特定建設資材への付着物（解体・維持・修繕工事のみ）		☐ 有 ☐ 飛散性石綿（吹き付け石綿等） ☐ 石綿含有建材（石綿含有ビニル床タイル等） ☐ その他（ ） ☐ 無	
	その他	特定建設資材以外への付着物	☐ 有 ☐ 飛散性石綿（鉄骨等に吹付けられた石綿、石綿を含有する断熱材・保温材・耐火被覆材等） ☐ 石綿含有建材（スレート・カラーベスト等） ☐ その他（ ） ☐ 無	
		他		
工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程		作業内容及び分別解体等の方法（解体工事のみ）	
	①仮設		仮設工事 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
	②土工		土工事 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
	③基礎		基礎工事 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
	④本体構造		本体構造の工事 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
	⑤本体付属品		本体付属品の工事 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
	⑥その他（ ）		その他の工事 ☐ 有 ☐ 無 ☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用	
工事の工程の順序（解体工事のみ）		☐ 上の工程における⑤→④→③の順序 ☐ その他（ ） その他の場合の理由（ ）		
工作物に用いられた建設資材の量の見込み（解体工事のみ）		トン		
廃棄物発生見込量	特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込み（全工事）並びに特定建設資材が使用される工作物の部分（新築・維持・修繕工事のみ）及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる工作物の部分（維持・修繕・解体工事のみ）	種類	量の見込み	使用する部分又は発生が見込まれる部分（注）
		☐ コンクリート塊	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥
		☐ アスファルト・コンクリート塊	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥
		☐ 建設発生木材	トン	☐ ① ☐ ② ☐ ③ ☐ ④ ☐ ⑤ ☐ ⑥
（注） ①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他				
備考				

□欄には、該当個所に「レ」を付すこと。

特 記 事 項

(建築物に係る解体工事の場合)

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成１２年法律第１０４号）第１３条第１項及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成１４年国土交通省令第１７号）第４条の規定に基づき、契約書において記載すべき事項の内容は、次のとおりとする。

1. 分別解体等の方法

工程 この作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分 別 解 体 等 の 方 法
	①建築設備・ 内装材等	建築設備・内装材等の取り外し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由（

(注) 該当する項目の□にチェックマークを記入する。

2. 解体工事に要する費用（直接工事費） 円（税抜き）

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地 裏面のとおり

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用（直接工事費）

円 (税抜き)

(注) ・運搬費を含む。

特記事項

(建築物に係る新築工事等の場合)

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第13条第1項及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成14年国土交通省令第17号）第4条の規定に基づき、契約書において記載すべき事項の内容は、次のとおりとする。

1. 分別解体等の方法

工程 ことの作業 内容及び廃棄物 発生見込	工 程	作業内容	特定建設資材廃棄物の発生見込み
	①造成等	造成等の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無
	④屋根	屋根の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無
	⑥その他 ()	その他の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 有 ☐ 無

(注) 該当する項目の□にチェックマークを記入する。

2. 解体工事に要する費用

なし

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地

裏面のとおり

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用（直接工事費）

円（税抜き）

(注) ・運搬費を含む。

特記事項

(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等）の場合）

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律（平成12年法律第104号）第13条第1項及び特定建設資材に係る分別解体等に関する省令（平成14年国土交通省令第17号）第4条の規定に基づき、契約書において記載すべき事項の内容は、次のとおりとする。

1. 分別解体等の方法

工程ごとの作業内容及び解体方法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法(解体工事のみ)
	①仮設	仮設工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	②土工	土工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 ☐ 有 ☐ 無	☐ 手作業 ☐ 手作業・機械作業の併用

(注) 該当する項目の□にチェックマークを記入する。

2. 解体工事に要する費用（直接工事費） _____ 円（税抜き）

3. 再資源化等をするための施設の名称及び所在地 _____ 裏面のとおり

4. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用（直接工事費） _____ 円（税抜き）

(注) ・運搬費を含む。

(書ききれない場合は別紙に記載)

[illegible]

注) 受注者が選択した施設を記載 (品目ごとに複数記入可)

変 更 説 明 書

年 月 日

(発注者)

みよし市長

様

住 所
商号又は名称
代表者氏名

年 月 日付けで契約した下記工事について、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第1項の規定により、分別解体等の計画等に係る変更事項について説明します。

記

1 工 事 名

2 路線等の名称

3 工 事 場 所

4 説 明 内 容 別添資料のとおり

5 添 付 資 料

①別表（別表1～3のいずれかに必要事項を記載したもの）

☐ 別表1（建築物に係る解体工事）

☐ 別表2（建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替））

☐ 別表3（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等））

②特記事項（様式1～3のいずれかに必要事項を記載したもの）

☐ 様式1（建築物に係る解体工事）

☐ 様式2（建築物に係る新築工事等（新築・増築・修繕・模様替））

☐ 様式3（建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等（土木工事等））

③工程等の概要を示す資料

☐ 工程表

※添付資料は変更のあったもののみ添付してください。

再資源化等報告書

年 月 日

(発注者)

みよし市長

様

住 所

(所在地)

氏 名

(名 称 及 び
代 表 者 氏 名)

(〒 -) 電 話 - -

建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第18条第1項の規定により、下記のとおり、特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。

記

1. 工事名 (路線等の名称)

2. 工事場所

3. 再資源化等が完了した年月日 年 月 日

4. 再資源化等をした施設の名称及び所在地

(書ききれない場合は別紙に記載)

特定建設資材廃棄物の種類	施 設 の 名 称	所 在 地

5. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用 万円 (税抜き)

(添付資料)

☐ 再生資源利用実施書 (必要事項を記載したもの。データをあわせて提出。)

☐ 再生資源利用促進実施書 (必要事項を記載したもの。データをあわせて提出。)

(別紙)

特定建設資材廃棄物の種類	施 設 の 名 称	所 在 地